

第39回上海IPG会合

日時 2009年3月19日(木)

場所 上海龍之夢麗晶大酒店4階BallroomA

「上海 IPG ピックアップ講座」

(司会)

本日は「傍名牌現象の現状と対策」ということでロレアル社の王様からご講演をいただくことになっております。本来は本会合で、とも思っていたのですが、時間の都合でピックアップ講座の枠での講演とさせていただきます。それではロレアルの王様、宜しくお願いいたします。

(ロレアル中国有限公司 王様)

皆様こんにちは、まず自己紹介させていただきます。私はロレアル(中国) 有限公司の王と申します。本日は傍名牌現象の現状と対策と題するセミナーに講演するチャンスをいただいたことを大変うれしく思っております。

まずこの現象の現状と対策を紹介する前に、「傍名牌」の定義について紹介したいと思います。この「傍名牌」という現象は、だいたいほとんどの会社が遭遇している現象だと思います。現在は模倣品に対する取締が大変厳しくなっている中で、模倣業者は「傍名牌」というグレーのところに入りこんでいろいろな模倣品を作っております。

「傍名牌」には主に3種類の権利侵害行為がありまして、その中で特に商標侵害と重合するケースがあると思われまます。

まずスライドに写っている二つの「喜」、ダブルハピネスというブランドは中国においてよく知られているブランドです。この不法業者は変わった形でこのダブルハピネスの商標を登録しました。

この香喜と喜港という二つの商標は登録をすれば必ず成功すると思います。ところでその登録商標をくっつけると上のダブルハピネスに類似するものとなりまして、この「香」と「港」は香港という地名になりますので、つまり「香港を産地とする双喜、ダブルハピネス」というブランドになるということです。

実際このような不法な業者が商標登録のやり方を非常に良く知っておりますので、このような手口はしょっちゅう使っております。

まず商標登録は全体から見れば、共通性があるかどうかが判定の基準となります。初めの文字が違っていれば登録は可能です。

例えばこの写真にある新生小護士という名前ですけれども、小護士という文字が非常に大きく写されております。ところで新生という文字は非常に小さいです。しかし実際商標登録する際には新生小護士として出願するので、その登録は成功するという話です。

ここに書いてあります YANCOME ですけれども、本来は L の文字ですが、不法業者がそれを Y に変

造して商標登録を出しました。先ほど私が紹介しましたように、初文字による商標登録の基準と
いうのがありますので、これは初文字の登録を悪用して商標登録したという例です。

これは一見して類似商標になるケースですけれども、実際は工商局に商標登録すれば必ず下りる
ということです。つまり我々が市場で商標登録をしていると同時に、この不法業者も商標登録に
成功しています。この新生小護士と YANCOME の実際の例は我々が非常にうまく取り締まった対象
でした。

なぜこの取締に成功したかといいますと、我々は執法部門に自分達の観点を説明して、執法部門
にその観点を認可されたということです。つまりこの商標を判定するには全体性という基準が
ありまして、例えば小護士の場合は見ればすぐわかるような小護士という商標に手を入れたから
です。

また YANCOME の例も全体性の基準から判定することとなりました。YANCOME の中に C の上にはフ
ランス語の発音の符合も同じくかかれています。ですからこれは悪意的に「傍名牌」の行為だ
ということ認定されまして、取締となったわけです。

もう一つは、我々は「ロレアル」と「メイベリン」は著名商標を登録しまして、登録したあとは
他の商品種類も保護されるということです。

実際この「ロレアル」塗料のケースは、我々は公立の執法部門を説得できませんでした。その原
因は非常に複雑で、つまり中国の法律体系ではいろいろな壁があることがわかりました。結局こ
の「ロレアル」塗料の場合は、我々は日本ペイントの取締と同時にこれを対処したという話です。

この「メイベリン」アンダーウェアの例では、深センの工場は非常に頑固でなかなか取締りでき
ませんでした。結局それは地方保護主義の象徴だと思います。

現在も我々は広東省の関連部門と深セン市の関連部門に交渉をしております。最終的にはアンダ
ーウェアの工場をつぶしたいと考えております。

商標の場合は、先ほどの類似の例よりはるかに取締の困難度が大きいというのが現状です。著名
商標を登録しても、あまり商品の種類を越えすぎると認知度が薄いのですので、地方の保護局にな
かなか認知されないのが現状です。つまり、当社は化粧品会社ですからそれが塗料とか或は服
装になる場合は、現地の執行部門に著名商標として認識されていないというのが現状です。

商標の例を紹介しました。次に商号の例を紹介します。商号はよく見られております。

当社はロレアル化粧品有限公司で、商標から見ても、商号から見ても一般の消費者から良く知ら
れているので、認知度はとても高いと思っております。

この権利侵害者もロレアルというロゴを利用して「傍名牌」のものを作りました。当社はビオテ
ルムというブランドも発売しておりますが、これもよく模倣されております。

左側のロレアルの模倣に対しては、全国各地の工商局は非常に認同しておりますので、取締は非常に簡単に行われております。しかし右のビオテルムの場合は後ろに書いてありますから、余りインパクトが強くないから、取締は左よりは若干難航しております。

工商局などの執行部門が判定する場合は、ブランドの知名度に対して力を入れます。例えば包装上にロレアルの漢字が書かれてある場合は取締の対象となりますが、例えば住所の中にロレアルや他のブランドを使った場合に工商局は余り認定をしないため、取締をしない、ということもよくあります。

もう一つ工商局が取締をしにくい困難点というのは、パリロレアル化粧品アジアインターナショナルグループ有限公司その次フランスビオテルムバイオテクノロジー研究センターは両者とも香港で登録している会社ですので、合法的な地位を有している会社だからです。

ですので、工商局は合法的な地位があるから合法的な経営活動を行っている会社と認定しております。つまり、あまりにもロレアルの文字を突出して使用した場合には「傍名牌」の現象と認定されますが、あまり注目しないように工夫すれば認定されないケースがよくあります。

先ほどは商号について紹介しました。次に標識あるいは装飾について紹介します。

この特異な標識は我々の商標「微姿」「ビオテルム」に非常に共通点がたくさんありますが、でも実際これは当社のブランドではありません。

この標識は例えば「微姿」の場合は徐々に色が変わる標識、「ビオテルム」の場合は特殊の標識、もう一つはローズの標識などを使ってありますが、いずれも当社の商標に類似するものを使っております。

実際商標が違っていても、類似する標識・装飾を付加えたことによって、消費者はこれがロレアル社の商品だと認定してしまうという誤解の話です。

実際消費者はロレアルの商品を買いたいからこのような特有の標識を認識して買ったわけですが、実際これは「傍名牌」の製品を買ってしまって、当社に対しては大きな損失となります。

以上の事例によって、権利侵害者、執法者、消費者いずれもこのような問題に対する認識が違うということがよくわかります。

実際現在のところ理論家、専門家の間におきましても、どのような現象が「傍名牌」にあたるのか、はっきりとした定義はありません。今日のセミナーで私は簡単に3点の特徴についてここに書いてあります。

まず一つ目の表現形式としまして、周知商業標識、周知商標、商号、ドメイン、商品化権利及び特有の名称装飾などを模倣・混同する行為です。

この理由というのは消費者に対して、著名ブランドに対する誤認や混同の造成により商業チャンスの増加をたくらむという、つまり不法権利侵害業者は不法の利益を追求する手段とするということです。

実際「傍名牌」行為と商標侵害行為と同じようにこれまでの司法実践と行政の執行実践から見ても同じく不正競争行為と認定されております。

「傍名牌」現象を取り締まるには司法上の空白点がまだまだたくさん存在しています。実際のところは次に紹介するケースをふくめて、これまでの「傍名牌」現象に対する認定あるいは取締基準というのは誠実信用の市場取引原則を嚴重に違反するということから取り締まりとする方法です。

次に実際の事例分析に入りたいと思います。この事例分析ではこれまでのいろんな交渉事、それに執行部門との認知度の向上についてご紹介したいと思います。

この事例は上海で発生した事例で、2007年の10月19日上海市の工商局の金山分局で取締をしました。

この写真はその当時押収された権利侵害品の包装と製品の写真です。

この押収したものの上にはフランスロレアル化粧品有限公司の漢字もかかっているし、このほかにもロレアルに近いスペリングの商標あるいは特異な標識も書かれております。

実際取締をした最初の対象は製造メーカーである上海福杉生物工程技術有限公司で、その次に取り締まった対象は上海ルオフーシェンニー化粧品有限公司でこれは実際の会社の運営会社となっております。

この二つの会社の法人代表は一人です。蔡という人です。この二つの会社は両方とも香港で登録している会社です。

処罰の決定としましては三点ありました。権利侵害行為の即時停止、権利侵害対象品とそのほかロレアルギフトセットの没収、罰金45万元ということです。

この事例の認定をするまでにはかなり困難でした。なぜかと言いますと、この包装の上にはロレアルという商標は明確に書かれていなかったからです。

また、工商局も非常に大きな努力をして細かい調査をしてきました。つまり、押収した商品だけでは認定できないということです。

権利者と工商局の協力の下に、我々は悪意行為を証明できる証拠を数多く掴みました。例えば新聞でこのロレアルフランスグループ会社は長江デルタ地域で工場を作ったとか、不法な報道を収集しました。

当社の工場は二つしかありません。一つは上海の浦東、もう一つは蘇州にあります。この会社は第三の会社を作ったと宣言しておりますが、この記事は上海の有名なメディアである解放日報で報道されたことによって社会ではかなり大きな反響を及ぼしました。

また、会社の前に掲げている看板も、ロレアルの文字を非常に大きな文字で表現されていて、上海の実際の生産会社の文字は非常に小さいです。ですからいかにもロレアルということを強調しているということです。

また、このようなまことしやかなサイトをつくりました。内容としては香港の会社を紹介することですけれども、ほとんどの場合簡略の名前だけをつかい、ロレアルの名前を、ロレアルという宣伝だけを使って自分がいかにもロレアルと関係のある会社として説明しています。

サイトの内容も消費者にロレアルと消費者に混同させる不法の権利侵害の証拠として収集されました。

確かにこのフランスロレアル集团有限公司は香港で登録してある法人です。またこの法人が上海ルーフエンニーという会社に授權証を出しました。実際はつきり言って、おかしな内容がかかれています。

つまり授權証の中には授權する内容は化粧品などの研究開発、生産、市場推進、販売など、その内容だけでなく、香港の登録会社であるフランスロレアル集团有限公司の社印もこの上海の会社が自由に使えるという権限を与えたことです。

工商局が処罰決定をした後にフランスロレアル集团有限公司は行政の申立と行政訴訟をそれぞれ2回提出しました。そして色々な関連書類も提出しました。結局工商局はこれを「傍名牌」と認定してこの行政訴訟を却下したわけです。

実際は我々のポイントを掴みました。つまり、香港法人の社印を自由につかえるということです。つまり授權証の内容というのは香港に作った会社の社印を大陸で自由に使えるためにこの授權証を作ったわけです。ですから、悪意のある行為として工商局がこれを認定しました。

工商局は証拠の収集に非常に大きな努力をしました。また、法律に関しても適用する法律の解釈をうまく使っていました。

つまり反不正競争法の中で不正競争行為による商品を押収するような決定はないということです。

もちろん工商局は当初不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干の問題についての最高人民法院の解釈と「傍名牌」の不正競争行為を打撃する特別取締活動の展開に関する通達を根拠として「傍名牌」行為として認定しましたが、しかしこの「傍名牌」商品をどうすれば押収できるのかそれについてはかなり工夫をしてきました。

工商局は自分達の意見を徹底しました。つまり「傍名牌」のような商品を市場に流出させると非常に悪い影響があるからです。

最後のページとなりますが、事業者が他人の登録商標を盗用し、無断で他人の企業名称あるいは氏名を使用し、認証標識及び著名・優良標識などの品質表示を偽造、または盗用し、原産地表示を偽り、商品の品質を誤認させる表示をした場合、商標法及び製品品質法の規定により処罰すること、というのがあります。

このように、品質管理法に従い処理できれば、この法律に従い権利侵害商品を没収と押収ができるというわけです。

結局、工商局は権利侵害商品を全て押収しました。

この件につきましては、工商局は非常にいろいろ考えまして、当社としても工商局に協力して、色々な意見を討論しました。

ここに誰が主管部門なのか、我々は主管部門について明確にする必要があると思います。

この事例分析によって、現在の反不正当竞争の現実についてご紹介したいと思います。

反不正当竞争法では、「傍名牌」のような違法行為に対しては司法と行政の 2 ルートを明確に規定しました。

行政ルートは今のところコストが安く、ある程度の効果を実現できると、一般的に使われている方法です。

そして反不正当竞争法の中に県クラス以上の工商行政管理部門は不正競争行為に対し、監督及び検査を行うと規定しています。

よく工商局からも彼らの自分達の根拠を紹介されているので、どのような問題があるのか話をしたいと思います。

つまり、法律の不備という問題です。法律が不完全のため、工商局は法律根拠がないから、作為できないということです。

先ほどの事例から見ても同じように、工商局が認定できる部分とできない部分があります。つまり認定できるかどうか明確になっていない部分が多くあります。

(以下、記録消失)

「上海 IPG 全体会合」

第1部 各種承認・連絡事項

(司会)

非常に景気が悪い中、特にご出張で来られている方につきまして、お集まりいただき誠にありがとうございます。予想以上に参加者が増えまして、若干お席がきつくなっておりますこと、ご了承いただければと思います。それではお配りしております資料、議事次第の順番にすすめさせていただきます。まず各種承認・連絡事項の①といたしまして、新規メンバーの方がいらっしゃいますのでご挨拶いただきたいと思います。ナガセ産業株式会社の杉田様、前の方で一言ご挨拶いただけますでしょうか。

(長瀬産業 杉田様)

ただいまご紹介に預かりました、長瀬産業の杉田と申します。このたび IPG に参加させていただくことになりまして、私ども会社自体はプラスチックとか電子部材とかの化学品の原料を下している専門商社でございますが、その中の一部署として化粧品と健康食品の末端消費財を扱う部署がございます。そちらのほうでこのたび中国のほうでビューティーケア製品を販売したいという企画があがりまして、今中国で活動しております。これからこちらの会合にも参加させていただきまして、皆様と一緒に商標を中心としてともに活動できればと思っております。今後ともご指導のほど宜しく願いいたします。

(司会)

杉田様、ありがとうございました。次に②といたしまして、賞の受賞のご紹介となります。化粧品ワーキング・グループは、前回会合でもご紹介しました通り、インターネット取引に関する知財保護の立法提案というのをいたしまして、それもありませんグループ長のコーセイ金様が、ご覧の通りの賞を受賞されました。一言ご挨拶いただきたいと思います。

(コーセイ 金様)

先ほど紹介ありました化粧品ワーキング・グループ、リーダーを担当させていただきます、コーセイ化粧品の金建民と申します。今回ですね、中国の消費者保護委員会という組織が、毎年 10 社、5 人を対象に消費者の権益保護に優れた会社・個人に対して表彰されるとお聞きしております。理由は昨年度我々化粧品ワーキング・グループが、立法提案を企業ではなく消費者保護の立場でさせていただいて、当該基金会に今回相当興味をお持ちいただき、選ばれることとなりました。個人よりも私どものワーキング・グループの名誉だと思います。JETRO 上海の宮原さんを始め、化粧品ワーキング・グループの皆さんのご協力があったおかげだと思います。今後とも宜しく願いいたします。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。つづきまして③華東華南行政当局日本招聘事業報告になります。正式には JETRO の招聘事業として華南上海市浙江省江蘇省の当局の方、それから広東省の当局の方を日本におよびしております。そちらの簡単な報告を幹事の林様にご報告いただければと思います。

資料2の方をご覧いただけたらと思います。林様、宜しくお願いいたします。

(SHARP 林様)

はい、それではSHARP 上海の林からご報告させていただきます。お手もとの資料2番に基づいて説明させていただきます。日ごろ出ているIPGのほうでは地方当局との連携強化を行っておりますけれども、更に政府機関との交流促進を行う活動と致しまして、関係する当局を日本に招聘するという事業を行いました。実際に招聘した当局なんですけれども、ここに書かれておりますように、上海市の工商局に始まりまして、深セン市の工商局までですね、日頃我々がお付き合いさせていただいている関連する当局の方を招聘させていただきました。

実際にどのようなところ、日本側を訪問したかといいますと、次のページをご覧ください。まずは経済産業省への訪問を行いました。知的分野での経済産業省の役割等を説明する等意見交換会を行いました。その後JETRO本部への訪問を行いました。IIPPFのミッションの概要等の説明を行いました。更に次のページに参りまして、化粧品工業会を訪問して意見交換会を行うとともに、バンダイ社を訪問させていただきました。活動紹介を行いながら意見交換会を行うというような取組みを行いました。更に、ホンダ様を訪問させていただき、バンダイ社の活動紹介等を行いました。またIIPPF等の意見交換会も行い、各種意見の交換も行いました。更に日本の自動車工業会等のディナーミーティングやヤクルトの工場見学等も行いました。当初東京に入られた一行はその後ヤクルトの静岡県を通じ、更に大阪に入られ、その後パナソニック様を訪問し、その後弊社にも訪問していただき、意見交換会を行いました。

私も弊社訪問の時は日本に帰国し実際に対応したんですけれども、かなり積極的に意見交換をしていただき、そういう意味では今後の活動に対し、力強い意見をいただけたのではないかな、と思っております。今回このような活動が今後更に我々の中国での活動に発展できることを希望しております。報告としては以上となります。

(司会)

ありがとうございました。模倣品水際対策ワーキング・グループの最近の活動のご紹介と、今後の活動等についてグループリーダーの石川様よりご報告いただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

(YKK 石川様)

YKKの石川と申します。まず資料3をご覧ください。こちらが活動報告の資料になっておりますけれども、最近の主な活動として、ワーキング・グループ会合、こちら昨日第23回の会合を開いております。2番目の税関との意見交換会として、2月16日、幹事メンバーのみだったのですが海関総署を訪問して、意見交換会を行いました。この意見交換会のメモに関しては、資料3の別紙1として入っておりますので、後ほど目を通していただけたらと思います。

続きまして、3月5日、金華税関との意見交換、3月6日に温州税関との意見交換を行っております。2番目として今後の主な活動予定ですけれども、来週の3月25日の水曜日に海外税関総署の主催となっております、外商企業との対話会に参加することになっております。また、4月9日に中国税関、IPGの共催という形になるんですけれども、知識産権税関保護活動成果交流会と

いうのを開催する予定となっております。こちらまた後ほど簡単にご説明させていただきます。以上が活動報告となっております。

続きまして、資料3の別紙2をご覧ください。こちら今ほどお話をいただいた中国税関とIPG共催で知識産権税関保護活動成果交流会開催のご案内となっております。こちら上海IPG模倣品水際対策ワーキング・グループ2005年9月に発足しているんですけども、それ以降中国各地の税関と様々な交流協力活動を行って参りました。このたびこれまでの活動成果を確認し、更に中国税関との協力構築を目的とし、過去にIPGと交流のあった各税関の担当者を招聘して中国税関総署との共催によって成果交流会を開催することとなりました。こちら水際ワーキング・グループメンバーだけでなく、北京IPG、上海IPG、広東IPG全てのメンバー対象となっておりますので、ご希望の方は申込していただいて、参加していただけたらと思います。日程としては2009年の4月9日、場所は上海なんですけれども、開催されますので、皆さんご参加いただけたらと思います。後ほど上海IPGの事務局のほうから皆さんにメールで連絡が行くと思いますので、何卒宜しくお願いいたします。以上です。

(司会)

はい、ありがとうございました。このご案内につきましては、明日にでも北京、広東を含む全てのIPGの皆様にもメールにてご案内させていただきますので、添付の資料でお申し込みいただけたらと思います。是非ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして⑤IPG-IIPPF連携における共同活動計画についてということで、まず資料4として、前回の全体会合に併せて行われました、IIPPF-IPG意見交換会の議事録と言うものがついております。こちらご参考までにご覧いただけたらと思います。資料5です、配布資料のほうにもご用意してございますけれども、前方のスクリーンでも写しながら簡単にご説明させていただきます、活動計画について皆様にご承認いただけたらと思います。

これからご説明させていただく内容は2部構成になっているのですが、1.中期計画、案の概要というところは既に以前のIPG会合でもご説明させていただき、基本的には皆様からのご承認をいただいているところかと思っております。今日はこの「II」のところですが、中期計画、コンセプト等があり、それに則ってどんな活動を、特に来年度から始めていくか、ということについての検討の案となっておりますので、その方向性について皆様からご承認いただけたらと思います。

1のところは飛ばしつつ進めさせていただきます。まず検討の経緯ですが、昨年の夏からIIPPFとの協力ということでいろいろな形で議論を進めてまいりました。その中で、ご覧のとおり、いろいろな論点・問題点が挙げられております。中期的に目標を定めて活動していくということで、これにつきましては、まず達成目標を設定し、また対象とする期間については国家政府が出した知財戦略綱要との整合性を鑑みて、2013年までを見据えて中期計画とする、と進めていきたいと考えております。次に丸い図ですが、何を達成すべきか？という目標について、真ん中に模倣品のビジネスに関与する侵害者・首謀者、その周りにそれを取り囲む部分というのを記載して、現状ではなぜこう模倣ビジネスが成り立つような抜け道があるのか、どこが問題か、またその問題を解決することで、侵害者を周りから抑えていき、抜け道をなくし、権利侵害をなくしていくか、ということを表しております。それぞれについて一番周りの緑色のところ、ここを目標の分類と

考えていると、そういう図でございます。基本コンセプト、この辺は以前の会合でもご説明させていただいているままですので、飛ばさせていただきます。考え方もそうなんですけれども、メインのところとして、模倣品ビジネスに関与する人・当事者をコントロールする、それから模倣品そのもの・物をコントロールする、というような考え方で目標を作っていくというところでございます。その人のコントロール、物のコントロールというのを図式化したものが以下のスライドとなります。これは中核者がいて、その周辺関与者、それから消費者がいて、執法当局がある、と、でそれぞれにどういったアプローチをすればよいかということを示してございます。

次に、まさに模倣品ビジネスをする当事者に焦点を当て、なぜ模倣品ビジネスがあるのか、それをなくすにはどうすればいいのかということを図式化したのがこちらでございます。

次に物のコントロールということになりますが、実際の模倣品の製造から流通の過程の中で物が動くことになるのですけれども、その物が動く中で問題・課題となる点を右とか下のほうの赤い四角の所に表してございます。

こういった形で中期計画、ビジョンを作ったわけですけれども、それぞれ達成するにあたってこれまでの活動との関連性を鑑みて、どこに注力していけばいいのか、どこを共同活動としてやるべきかということを示した図でございます。活動の3つの柱として、一番左に当局の意欲向上、全社会的な知財意識の向上、それから制度構築・運用、という大きく3つに分けました。その制度構築・運用につきましても、制度構築、それから法律等の解釈を明確にする、でその明確化された法律の適正化・統一していく、というような目標設定となります。一番右に飛びますけれども、一番下の制度を作って、解釈を明確化して、その運用をきちんとしていくというところをです、IPG と IIPPF の連携においては共同活動を行っていく部分と捉えるべきということが表わされております。

先ほどの丸い図でどの場所かというのを表したのがこの図ですけれども、青いところはこれまでも進めてきているところで、IIPPF との共同活動としてやっていくべきところが先ほどの制度的な部分の制度の改善、それから解釈の統一、運用の改善といったところを進めていきたいと思います。ということを示した図でございます。

共同活動を実施していくにあたってのコンセプトといたしまして、当然共同で活動する部分、それから IIPPF、IPG 独自で活動する部分とあるわけなんですけれども、独自活動を含めて、全体として目標やコンセプトを共有して、活動を進めていくということを今議論しております。中期計画の概要といたしまして、想定期間、それから対象範囲を示しています。

ここからが本日皆様にご承認いただきたいところでございます。今ご説明した目標・ビジョンに基づいて、どういった活動をどうやっていくかというようなところの計画案でございます。まず活動スキームとして、IIPPF、IPG のそれぞれの課題を抽出して、それぞれの課題を補うような形で活動を構築していくべきということで、まず課題を挙げております。それから活動していくに当たって、何をもって成果とするかというところを整理したものがこちらでございます。次に活動スキームの全体像の再検証と言うことで、これまでの実施してきた活動のスキームを協力事業にうまく使っていきべきだということで整理したものがこちらでございます。IIPPF はご承知の通り、毎年事務レベル・ハイレベルの2度の訪中ミッションを中国の国家政府のほうに派遣しております。そこでいろいろ協力事業ですとか、要請事項等を国家政府に伝えるというような場でミッションを派遣しているのですが、連携事業それから IPG、特に地方ベースで活動し

ている様々な活動について、IIPPF のミッションの場を用いて中央政府に対して「IPG では地方でこういった活動が活発に行われています」ということを積極的に報告していく、といったことがまず考えられるかと思えます。それから IPG では上海・広東で特にそうなんですけれども、中国各地方でのセミナー、意見交換会また多くのワーキング・グループがいろいろな当局とのコミュニケーションを活動の中で図っておりますが、IIPPF と IPG が共同でいろいろ制度改善ですとか、運用の改善等について何らかの活動した後にその成果であったり、運用状況等を把握する場として既存のセミナー等を活用したらどうか、というような案になっております。

次にもう一つが地方でのモデル活動ということになります。法改正ですとか制度改善とか新たな運用等を作っていくにあたって、まず地方で成功事例を作ってそれを国家に提供してそれを更に全国に広げていくという、簡単に言ったらそういうスキームで活動していくのはどうか、というご提案です。例えば、上海 IPG では江蘇省の質量技術監督局とブランド保護連携フォーラムという組織を立ち上げまして、非常に良い関係ができておりますので、例えばそういったスキームを用いて、モデル的な活動を実施し成功事例を作って、まずは国家、それから全国に展開していくということが考えられるかと思えます。

今のは地方からという考え方だったんですけれども、もう一つは法律制度等の改善である場合、中央と共同研究をやっていく、国家政府機関と研究会等を発足させ、論点、問題点について見解を統一させていく、例えば報告書等を作って、それをさらに地方に展開させていくというスキームが新たなスキームとして考えられるかと思えます。

以前の協力、中期ビジョンのご説明でもありましたけれども、いろいろな課題、テーマが挙がっております。で、その課題、テーマごとにどんなスキームを使って活動を進めていくかということ、それに当たって考慮すべき点ということで、1 から 4 まで挙げてございます。

次に活動を進めていくにあたりまして、P D C A サイクル、Plan Do Check Action というような考え方で活動を進めていくべきだということをこれから説明をさせていただきます。

まず Plan、企画。これは IPG と IIPPF がそれぞれ意思決定スキームを使って案を作って、連携会議と書いてありますけれども適宜会議をして活動計画企画をしていくと、また企画にあたっては当然政府の政策も反映させるような形でやっていくべき、というようなことが記載してございます。

次に Do、Check の部分でございますが、先ほども触れましたけれども、共同活動として行っていくべきというところは、まさに制度・法律等の設計、それから運用、実態の改善ということになっておりますが、その制度の構築、解釈、運用それぞれでいろいろなステップに分かれているわけなんですけれども、それぞれに応じてどういった流れで目標を達成していくかということを示した図であり、同時にどの部分をどのスキームが担うか、というところを示した図でございます。黄色いところは、法律を作ったり、解釈を統一したりというところ、これは IIPPF のミッションであったり、中央との研究会、それからモデル活動でここを進めていくところ、またそのできた法律、見解が統一された制度等を周知化して最適化して全国で統一的な運用を図っていくところは IPG がこれまでの活動のスキームを使って担っていくべきだということを示した図でございます。

それぞれ活動をしていった後に、その状況を確認するというのがこの Check の部分でございます。そしてそのチェックした結果に基づき更に活動を継続していくのか、問題点はないのかということを検証して次につなげていく、若しくは解決策、ソリューションを何らかの形で提示する、という Action の部分がこちらでございます。

全体をまとめたものがこちらの図になります。こういったイメージになります。

次にここからが今日、特に皆様のご意見、承認をいただきたいところなんですけれども、先日事業実施アンケートを皆様にお願いいたしましたが、その集計結果といたしまして、その項目に IIPPF との連携、協力活動としてどういった事項に取り組むべきだと思いますか、という質問に対してご回答いただいた結果がご覧の通りの結果となっております。赤い文字の部分が回答が多かったところで、上から行きますと、「悪意の先駆商標への対応」、それから「行政手続の透明化」、また行政手続の一つとして「押収品の廃棄の問題」というところ、これも多くの企業様に回答をいただいております。それから「分業化等巧妙悪質行為に対する対応」、その悪質行為への対応の更に一步進んだ形として「処罰を強化」していく、もしくは「行政権限を明確化」していくというところ、これにも非常に多くの回答が寄せられております。一番下ですね、「刑事訴追の透明適正化、強化」となっております。

上海 IPG の事務局、それから IIPPF との協議の中で、アンケート結果も踏まえてですね、この赤字の部分をもまずは 2009 年度から進めていったらよいのではないのかというような案になっております。本日皆様にご承認いただけましたら、このテーマを来年度から進めてまいりたいと考えております。以下、達成目標については、政府といろいろ活動していくにあたっては、昨年国家政府が発表した、「中国知財戦略綱要」と関連付けすることで「我々が提案している活動は綱要のこのこの部分の達成につながります」というようなアプローチにより、その活動をやりやすくしていくということも考えております。

以下、先ほど挙げた来年度以降進めていくべきという今案になっておるそれぞれのテーマの細かい説明がありますので、こちらご覧いただきたいと思っております。

最後に行政手続の流れに対して、当初やっていくべき、今案としてあげられている活動項目がどの項目に該当するのかという部分を表した図でございます。

こちらそれぞれテーマに基づいて達成目標からスキームを表した図でございますのでご覧いただければと思います。

最後がスケジュールの全体像ということになっております。

時間の都合もあって飛ばしてしまった部分も多くありましたが、とにかく IIPPF とこういった形で議論を進めておりました、IPG との連携事業としまして、来年度以降、4 月から進めていきたいと思いますということになっておりますので、まずはその方向で進めていっていいかということの皆様からのご承認をいただきたいと思っております。それではご承認いただけるという方は恐れ入りますが拍手をいただけますでしょうか。

(拍手多数)

ありがとうございます。では、基本的にこの計画で上海 IPG としては合意と言うことで IIPPF とも更に検討を続けていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。また適宜議論の状況や活動が始まりましたらその都度ご報告させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

では、議事次第のほうに戻りたいと思っております。⑥になります、グループ長会議の開催報告ということで久永グループ長のほうから簡単にご報告させていただきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

(IPG グループ長 久永様)

久永と申します。資料 6 に基づきましてご報告申し上げます。この IPG グループ長会議は北京上海広州、3 つの IPG がそれぞれ単独、連携で行う活動につきまして情報交換し、活動の効率を上げていくということで情報交換、調整する場でございます。時間の関係から議事内容のポイントについてだけ題目を申し上げます。

一つ目にはベストプラクティスアワード、第 2 回目の開催方法について議論いたしました。

二番目としましては、長江デルタ地区、TSB ブランド保護連携フォーラムについて議論いたしました。

三番目としましては、税関総署との覚書締結についての上海 IPG のほうから報告を致しました。また、09 年度の活動計画につきまして四番目でございますが、北京、上海、広州それぞれの IPG のほうから報告がございました。

また、五番目といたしまして IPG の中国語の名称につきまして、ようやく新しい名称が決まりました。これについては今日一応述べたいと思っておりますが、日資企業知識産権保護連盟という形になります。この名称につきましては、北京 IPG が単独で使用する場合はこの名称ではなくて、別途別の名称になります。

また、六番目と致しまして、IPG 会員のアンケートについて北京 IPG の事務局から説明がございました。IIPPF と IPG の連携につきましては、先ほど森永様からご説明があった内容でございます。なおここに書いてございませんけれども、最近の経済状況の中で各社様の模倣品対策費用が削減される中、逆風となる事項につきまして、皆様にご承認いただきたく存じます。具体的には、09 年度から全ての IPG が、すなわち北京、上海、広州全ての IPG が主催するイベントで食事を伴う場合は参加される方に一部の費用をご負担いただくという形に正式に決まりましたのでこの点をご了解いただきたく存じます。以上でございます。

(司会)

久永様、ありがとうございました。時間が押しておりますので、次に進みたいと思っております。⑦華東知識産権局との協力シンポジウム、及びベストプラクティスアワードにつきまして、副グループ長の松島様のほうから現状をご報告させていただきたいと思っております。松島様よろしく申し上げます。

(コニカミノルタ 松島様)

コニカミノルタの松島でございます。ポイントのみご報告させていただきます。詳細は配布資料の7と8をご覧ください。まず配布資料7ですが、シンポジウムの詳細は上海、江蘇、浙江、華東知識産権局と共同で、ここに書いてありますようにシンポジウムを開催する予定です。日程は次回上海 IPG 全体会合の開催日として予定しておりました5月21日、これを第一候補で考えております。

シンポジウムの詳細は関係当局と協議中でまだはっきりはしていませんが、1 ページ目、2 ページ目ですかね、この晩餐会の中で昨年に引き続き先ほどお話がありました第二回ベストプラクティスアワードこの式典を開催する方向です。この中に BP と書いてありますが、関係当局との協議の中で、表彰や優秀という表現が好ましくないということで、ベストプラクティスアワードという名称は用いない方向で今調整しております。

次に配布資料の8をご覧ください。今申し上げたベストプラクティスアワード、エントリー募集のご案内となっておりますが、この中に対象となる案件につきまして、このようにエントリーを事務局より既に全 IPG のメンバー様にお送りしてあるかと思っております。この案内に従いご応募いただければと思います。

エントリー方法や選考方法につきましては、昨年と若干相似する点もございますが、4月16日、この資料8の2枚目の裏ですか、そこで選考委員会というのを開きますのでご希望があればどなたでも参加できますので、もし参加をご希望する場合にはこのエントリーフォームでご連絡いただければと思います。以上です。

(司会)

松島様ありがとうございます。案件募集については事務局のほうからメールでお送りさせていただいておりますが、もし届いていないということがありましたら事務局のほうにご連絡いただければと思います。またフォーム等についてご質問等ありましたら遠慮なく事務局のほうにお問い合わせいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

つづきまして、江蘇省 TSB とのフォーラム事業につきまして簡単にですがご報告させていただきたいと思っております。今年度の協力事業といたしまして、情報提供、それからビデオ作成、消費者啓蒙等が予定されておりました。

まず情報提供については既に皆様からいただいた権利情報で提供が可、とお答えいただいた分につきまして、既に TSB に提供しております。それから安全性関連ビデオの作成につきましては、今 TSB とどういった形で作るか、どういった内容にするかといったことにつきまして、協議が進んでおります。残念ながら年度内にはちょっと出来ない見通しになってまいりましたけれども、これから長江デルタ地区の三地域共同での新たなフォーラムの立ち上げということを予定しており、その設立総会までには完成できるように進めているところでございます。

消費者啓蒙活動について資料 10 がございますけれども、丁度数日前、この間の週末になります

が、3月15日世界消費者保護記念日にあわせたイベントに上海 IPG としても参加いたしました。資料をごらんいただくということで、説明は割愛させていただきます。

また、次に資料9になりますが、今後のフォーラム事業ということで江蘇省 TSB からいくつか提案があります。これについても検討を続けていきますが、提案があった内容について資料でご報告させていただきますのでお読みいただければと思います。

次に資料11といたしまして、長江デルタ質量技術監督局-上海 IPG ブランド保護提携フォーラム定款案というのがございます。こちらは上海市、江蘇省、浙江省とのブランド保護連携フォーラム、新たなフォーラムの設立に向けて準備を進めているところでございます。その新たな連携フォーラムの定款案がお配りの通りでございますので、これもご一読いただきまして、ご意見等ございましたら事務局のほうにご連絡いただければと思います。

それから関連する資料といたしまして、資料16になりますが、江蘇省の知財戦略綱要というのをお配りしてございます。江蘇省はご承知の通り、国家から知財保護モデル省にするという合意を得ておりまして、江蘇省では独自の綱要が発表されておりますのでご参考までに配布させていただきました。

続きまして、連絡事項の⑨に移らせていただきます。

これは先日ご協力をお願いいたしましたアンケートの集計結果ということで、幹事の三分一様のほうからご報告いただき、その後、集計結果にのっとった形で2009年度の活動方針案というのをつくっておりますが、そちらについてグループ長の久永様にご説明いただき、2009年度の活動方針について皆様からご承認いただくということでお願いしたいと思っております。それでは三分一様よろしくおねがいいたします。

(住友化学 三分一様)

住友化学の三分一です。お手元の資料の12になりますけれども、これは今年の1月にアンケートをさせていただきました。JETROさんがかなり丁寧にまとめていただいておりますので、時間の関係上、今日はキーワードだけを私なりに話させていただきます。

結果としては63社さん、大体半分弱くらいの会員の方からご協力をいただきました。この場でお礼を申し上げます。アンケートの内容としては、4項目、その他を入れると5項目、16の質問がございました。先ほど申し上げましたキーワードですが、成果の検証、それから当局の協力をできるようにもっていきましょうと、それから再犯防止、それから活動範囲の拡大では広東省と福建省が複数挙げられておりました。

最後になりますが、各 IPG の連携のところで、それぞれの役割分担を明確にするということで、重複するような作業をやめて、効率的に相乗効果を出しましょうというこいうことが、ご意見として寄せられておりました。詳細については分厚いですがゆっくり読んでいただいたらと思います。

(司会)

ありがとうございました。そうしましたら、皆様にご承認いただきたい事項といたしまして、2009年度上海 IPG 活動方針案、資料 13 になります、こちらをご覧くださいまして、内容のほうにつきまして、久永様からご説明をいただきたいと思います。

(久永様)

資料 13 の 2009 年度の上海 IPG 活動方針についてご説明申し上げます。この活動につきまして、長期ビジョン、中期ビジョン、短期ビジョンと書いてありまして、短期ビジョン、直近の課題の具体的な対応ということに 2009 年度の上海 IPG の活動方針が下に書いてございます。

時間の関係で詳細は特にご説明申し上げることはいたしません、活動内容の 2 ページ目のほうをご覧くださいませ。基本活動、それから上海 IPG、広州 IPG との全体活動、それから IPG の中でベストプラクティスアワードの開催を継続して行うということが書いてございます。上海 IPG の全体活動、これは 3 ページ目のところに書いてございますけれども、先ほど説明がありました項目、華東 AIC との交流とそれからワーキング・グループの活動を強化してまいります。

特に先ほども申し上げましたとおり、模倣品対策のコストの削減を施行する会員の増加が見込まれますので、そういうことも考慮いたしまして、模倣品対策を推進していくことが特に今年の課題だという風に考えております。

時間の関係で、詳細は読み上げませんが、是非この場で 2009 年度の活動方針につきまして、ご承認いただけますならばですね、拍手をもってご承認の意思をご表明いただければと思います。宜しく願いいたします。

(拍手多数)

ありがとうございます。

(司会)

ありがとうございました。

各種承認・連絡事項の最後となりますが、中国知財関連法についてということで、資料 14 として前回の簡単な報告および、明日になりますが次回勉強会のご案内をつけてございます。ご覧いただきまして、お申込いただいていない方でも明日参加されたい方がいらっしゃれば、案内を受付のほうにご提出いただければと思います。明日が今年度の最終回ということもありまして、試験等も行う予定にしています。

第2部講演会

講演（1）

（化粧品 WG 金様）

我々、化粧品ワーキング・グループでは、前回活動報告でも報告していますとおり、中国では健康関連商品というような管理の位置づけがされておりますので、やはり模倣品とか権利侵害とか消費者の権益にも損害を与えていると思って、消費者権益保護団体とも組織をいかに協力できるかと、他には AIC, TSB, MOH, SFDA などですね、工商局、技術監督局、衛生部、国家食品薬品管理局との協力関係をまた要請していこうと思います。

このスライドではですね 2008 年度の主な我々のワーキング・グループとしての活動の概要をリストアップしています。我々通常の流通ルート of 取組みとインターネットといった新しいチャネルの知財保護をやろうということで、中国で最も大きい CtoC サイトといわれるタオバオを 3 月に訪問し、交流活動を行いました、それをきっかけに我々化粧品ワーキング・グループの企業とタオバオですね、良好な協力関係が構築できて、知財保護に役立っているという状況です。

5 月にはですね、我々化粧品ではやはり模倣品がよく広東省で作られているということで、現地視察、また現地の AIC や TSB などを視察させていただいて、お互いの理解を深めていきました。また 6 月には上海の AIC を訪問して、9 月は皆さんも関心の高いと思うんですけども、義烏の小物市場を現地視察して現地の AIC を訪問して、11 月には 1 年間取り組んできた化粧品業界の知識産権保護及び模倣品対策会議、本会議にワーキング・グループとして参加させていただいて、権利侵害の化粧品の電子商取引に関する中国知財保護に関する法制度の調査研究及び関連の立法提案についてこの会議で報告させていただきました。

3 月、今中国で最大の CtoC サイトと言われているタオバオと、中国知財に関する専門家同士で積極的な意見交換をしまして、また今後お互いの協力関係を再確認したという状況です。先ほどもありました表彰の説明でもありました、去年の 11 月、中国化粧品工業会主催と日本と JETRO 上海 IPG ですね、協賛の化粧品業界知識産権保護及び模倣品対策会議というのが北京で開かれまして、我々化粧品メーカー、ワーキング・グループのメンバーと中国の化粧品メーカー欧米企業さんも一緒に参加して、中国の国家工商総局、TSB、SFDA などの代表、また我々の活動の結果、より多くの方にお知らせするためにはマスコミの代表者もお呼びしまして、対策会議を行いました。

一年間くらいかけてまとめた調査の研究結果と立法提案ですね、この会議で発表して、皆さん政府の方から、また企業のほうから高い評価を受けております。昨年度の 11 月に 1 度協力してくれた華誠法律事務所のほうから報告があったかと思っておりますけれども、われわれインターネットの権利保護については工商登録を強化すべきであるということが一番の提案として、また実名で登録制度を設けられるように、これもわれわれの提案の一つ、また三番目の提案としては、特定電子通信役務提供者ですね、やはり知財保護の義務があるということで、この部分について提案させていただいております。また、化粧品の電子商取引のデータの保存と、我々あるいは行政部門あるいは司法部門が随時閲覧できるような環境の整備を提案させていただきます。電子商取引では物だけではなく、資金面の流れも当然出てきますので、資金面のほうも監督管理も強化すべきである

という風に、で我々化粧品が人間の安全性にかかわる商品なので、やはり被害が出た場合、あるいは違法行為があった場合は、刑事また民事あるいは行政の処罰を強化すべきであるという風なことを盛り込んで報告させていただきました。

またこの発表会の後ですね、中国化粧品工業会の会長のほうから、やっぱりわれわれまとめた化粧品ワーキング・グループの調査報告書と提案書が一番レベルが高いということで、企業がここまでまとめてくれるということは予想もしなかったということで、高い評価をいただいております。また、中国のマスコミも高い関心を寄せてくれました。

先ほど消費者保護基金会のほうから、我々の提案、立法提案が消費者保護に役立てると言うことで賞を決定しまして、来週火曜日、北京の釣魚台国賓館のほうで指導者から表彰をしていただけるという風なことをお聞きしております。

我々も先ほどの中国の化粧品業界と日本の化粧品工業会とも積極的に情報交換をし、また中国の実態を把握するために共同で義烏の市場に共同調査と AIC の訪問を実施いたしまして、まずお互いに効果があったという風に評価されています。また、2009 年は同様に 2008 年以上に活発な活動を考えておりまして、何より昨年度取り組んでいたインターネットの知財保護の立法提案を何らかの形で中国の関連部署にもっと具現化していただけたらと思います。また昨年度内に化粧品が中国の化粧品の模倣品が海外に流出していることも報告されましたので、それも引き続き調査し、また活発なグループ活動をやっていこうと、また一番初めですね 2 ヶ月一度のグループ活動があるんですけども、今年も充実していこうと思っておりますが、またですね、この間の月ですね、我々全員が参加しなくても、メンバーの一部が活動できるようなことも合意されまして、また引き続き皆さんからの応援をお待ちしております。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございます。ご質問は 3 つのワーキング・グループからの講演が終わってからまとめて受けさせていただきたいと思っております。次に農薬ワーキング・グループの活動報告をリーダーの村橋様、宜しくお願いいたします。

(農薬 WG 村橋様)

日本曹達上海の村橋でございます。一月に前任の津田様をご帰国になられまして、その後このワーキング・グループのグループリーダーをさせていただいております。ということで、2008 年 4 月以降の 2008 年度の農薬ワーキング・グループの活動状況の報告をさせていただきます。構成メンバーは 6 社、それで打ち合わせというか、ワーキング・グループのミーティングを IPG 会合にあわせまして年 6 回行っております。

活動内容はまず最初に江蘇省あるいは山東省 TSB との共同プロジェクト、これは昨年既に報告済の内容でございますが、これと再犯事例の追跡調査ということで 2008 年行いましたが、山東省ではこの調査期間中にニセモノを製造するという動きはなかったと、江蘇省につきましては、実際生産があったんですけども、かなり巧妙化しておりまして、実際、連絡先がホテルの一室であったりとか、注文が入ってからニセモノの農薬を発注するとか、そういうことでプロの調査会社にも頼んだのですが、なかなか尻尾をつかめないまま（農薬生産の）シーズンが終わってしま

いまして、最後まで突き止めることが出来ませんでした。

このプロジェクトの報告はこれで終了いたします。これを 2009 年の活動に盛り込むかということは「検討中」と書いてありますが、実は昨日のミーティングで別の形で盛り込むということになりました。詳しくは後で紹介いたします。

つぎに展示会プロジェクトですけれども、JETRO 様の企画の展示会のプロジェクトに 3 年前から農薬ワーキング・グループとして加わっておりまして、実際去年は 10 月に吉林省の長春で会が開かれております。これは参加者が 8 万人から 10 万人ぐらい集まるという農薬に関しては中国最大の展示会です。この中で見つかったニセモノということで、住友化学様のものが 5 件、弊社のもの 3 件、日産化学様のものが 1 件、足すと 9 件ですけれども、一つの展示場所に 2 種類あるものがあつたので、ニセモノ業者としては 8 件となっております。

実際展示会でニセモノを展示しているわけなんですけれども、その場で差押をしたいということで、一昨年くらいから活動してきておりまして、実際にどうするかと言いますと、その開催される開催地の当局に事前訪問をいたしまして、協力依頼をしますと。2008 年の場合は吉林省の AIC、それから市の AIC にも行く、とそれでこういう風な展示会があつて、もしそこでニセモノが見つかった場合は直ちに押さえて欲しいという風な依頼を AIC 当局にしております。更にこの展示会は農業部のほうが主催しておりますので、実際に農業部に赴きまして展示会当日にこういうアクションをしますよと、更に主催者のほうでニセモノを展示するような会社の出展を認めないようになしてくださいと、そういうお願いもしております。

実際その長春で摘発された 8 社・9 件で権利者側、見つかったメーカーのほうその後警告状を出す等のフォローアップをしております。このプロジェクト 3 年目になるんですけれども、2006 年アモイでやった時は 26 件、昨年寧波でやった時で 17 件、この前の長春の 8 件ということで展示会の規模が小さくなったのではなく、これは確実に効果があつたのかな、ということをお我々考えております。確実に見つかっている数は減っておりますので、この辺 3 年分の状況を取りまとめた上で主催者側及び関連当局に行く予定です。報告の内容としては、減っておりますけれどもまだ完全ではない、ということで、ニセモノを作るような出展者を出展させないというふうな更なるアクションをお願いしますね、ということをお願いに行こうと考えております。

これは長春の展示会の風景、真ん中の写真と右上の写真が実際の現場でパンフレットだとかサンプルの差押をしている状況の写真です。左下のものは実際に前日の調査のときにニセモノを展示していましたが、次の日いったらもうさっさと店じまいしていたと、まあこういうところもあります。

次、地方当局との共同プロジェクトということですが、実際我々ワーキング・グループと地方当局との間でプロジェクトを起こせないか、といろいろ考えてまいりまして、その結果、真贋判別セミナーと市場でのニセモノ摘発巡回を同時に実施することを活動のベースとしております。真贋判別セミナーに関しましては、JETRO 様主催で開いていただいているセミナーに参加すると、何度かそういうセミナーを実施する機会はあるんですけれども、実際 AIC や TSB の人たちと一緒にセミナーが終わってからすぐに現地に行って、現場で実際に摘発をしております。「これがニ

セモノですよ」と店にあるニセモノを権利者側が AIC に見てもらってその場で摘発するという事はなかなか同じ業界の集まりでないとできないということで、農薬ワーキング・グループとして“ワーキング・グループらしい活動である”という風に考え、これに力を入れております。

2008 年 5 月に湖北省の荊州市と、その隣の松滋市の AIC、実際のセミナーは荊州市の AIC で行いましたが、その後二手に分かれて実際の摘発を行ないまして、弊社の「甲基トップジン」というもので 7.5KG と 5.8KG、住友化学さんの「スクリーン」で 14.7KG というものが押収されました。それとこれも先々週なんですけれどももう一箇所、湖南省の懷化市の AIC でも同様の活動しております。このときにも「甲基トップジン」というのが 7.2KG と 3.2KG、住友化学さんの「スクリーン」で 9.6KG と、日本農薬さんの「富士 1 号」が 40、それぞれ摘発されました。

下のほうがセミナーの風景ですけれども、このときは 45 人ぐらいの職員がセミナーに参加してくれまして、実際摘発に行ったメンバーは 21 人の工商局のスタッフでした。非常に天気もよく、中にはピクニック気分で来ている人もいたんですけれども、21 人出動してくれまして、一つの市場の全部の店を見て回って摘発したと、一番下の写真で宮原さんも映っていますけれども、ジェトロの宮原さんにもニセモノを見つけていただき、「一人 3 つ見つけないと帰っちゃダメよ」というようなバカな話もしながらやってまいりました。

この共同プロジェクト、地方当局との真贋判別セミナーそれから市場巡回ですけれども、実際にここにこぎつけるまでにはいろいろありまして、いきなり行って、いきなり「やりましょうよ」と言って、「はい、やりましょう」というのはほとんどないわけです。そういうことで、事前に問題となっているところ、あるいはニセモノの農薬の非常に多いところを事前に訪問しまして、そのいろいろ後アレンジをしてセミナーと市場巡回、摘発巡回するところまでこぎつけております。これまで「年に 2 回くらいやりましょう」ということで活動してまいりましたけれども、地方当局と共同プロジェクトを成功させるためのポイントは何だろうと考えてみました。我々この活動を昨年くらいからやっているんですけれども、実際権利者自身が事前に訪問し、我々の活動の内容だとか趣旨を理解してもらわないといけません。AIC にしてもこれは自分達の手柄になりますから、「ニセモノがあるという情報を提供しますから、一緒に摘発しましょう」ということに対しては非常にウェルカムです。ただやっぱりそうは言っても簡単にはいかないところもありまして、なかなか向こうも腰を上げてくれませんし、その数十人に渡るスタッフを時間を割いて集めるということも彼らにとっては大変な苦勞です。やはりまず省レベルの当局の理解を得た上で、市・県レベル、実際その行う場所の方に行く、というプロセスを踏まなければならないと思います。それから権利者サイドが足を使ってアレンジをしないと、結局工商局に頼んだところで彼らは何もしてくれませんが、「うちの会議室使っていていいよ」とか「レストランはここにしようね」という程度しか彼らは言ってくれません。ですから実際に宿泊から会食、移動手段全て我々権利者側、ワーキング・グループ側でアレンジをする、で実際に行った際に無駄な時間のないように、彼らも 40 人なり 50 人なりのスタッフを集めていますので、彼らに「来てよかったな」と思わせるように徹底した事前アレンジをしないといけないと考えております。こういった点で、「頼っていてはできない」ということで、やはり自分達でしないといけないという風に考えております。

次に農薬工業会との連携体制の維持ということで、昨年 2008 年の 4 月 18 日に日本農薬工業会と

ミーティングをしていますが、実際には 2008 年 1 月 1 日からということでは始まっています。いろんな連携・業務提携の行使というのがありますが、要は上海での活動を日本側の本社サイドで理解してほしいということが一番大きな目的です。日本側にしてみても、実際中国で何をやっているかわからない、というところもありますので、こういうことを通じて上海での活動を PR するというようにしております。

最後に 2009 年度の活動計画ですが、先ほど説明いたしました、地方当局との共同プロジェクトを継続していきましょと、また展示会、これは年に一度秋に行われる大きな展示会がありますので、そこでの調査あるいは当日の現場摘発も継続しようということになっております。三番目に新規なんですけれども、四川省、山東省は非常にニセモノの農薬が多く販売されているという情報がありますので、実際市場調査をして、どういう風な分布、あるいはどれくらいのボリュームがありそうなのかということ調査プロジェクトとして調査しようということになっています。更に 4 番目、最後になります、これも新規です。今までかなりの数のニセモノの農薬を摘発してまいりましたが、同じものは少なく、パッケージもいろいろなものもありまして、単に商標権侵害ではなく農薬の登録番号であるとか、あるいはメーカーの名前を偽っていたりとか、いろんな形態で侵害されているんですけれども、実際それが「どこがどういうことで侵害品なのか」ということをまとめてみよう、これをまとめることで工商局だとか TSB に対して、その他の行政当局に対して、「こういう傾向がありますんで、この法律にしたがって押さえてください」とか、その辺まで言えば非常に動きやすいのではないかと考えておりますので、今まで摘発した情報を今もう一度整理しなおそうと言うようなことを考えております。以上です。

(司会)

村橋様ありがとうございました。最後に電卓ワーキング・グループの活動報告をリーダーの林様のほうに報告をお願いしたいと思います。

(電卓 WG 林様)

シャープ上海の林です。電卓ワーキング・グループの活動報告及び 2009 年度の活動方針について報告させていただきます。

電卓ワーキング・グループはカシオ様、シチズン様、キャノン様、そしてシャープ 4 社で構成しております。このグループの少し変わっているところは、上海にカシオ様、そして弊社が拠点を持つのですが、キャノン様は香港、シチズン様は日本で活動されているということで、全体的に集まるということが出来ないというグループでございます。また 4 社ということで、今まで報告していたグループよりはわりと小規模の活動と言うことになります。ただ、4 社と数が少ないと言うところ、地域が違うというところはメール等で情報交換をすることで数の少ないというところを補って活動しております。

実際に 2007 年度から活動しておりまして、2007 年度は義烏市場での模倣品の市場調査及びその摘発、あと関係当局との関係作りということを行ってきました。2008 年度は 2007 年度のフォローおよび 2007 年度の義烏市場での結果やはり広東市場での模倣品の製造が多いということがわかってきましたので、そちらのほうにも手を広げてやってきたというのが活動の内容となります。

実際に活動を行うときにこういうようなスケジュール表を作って、ある程度の1年間どのようなことが出来るかということを考えながら進めます。当然初めにスケジュールを作るんですけども、その都度修正がはいりまして、その修正に関しましては各社でお話をした上で調整し、年度内に成果が達成できるようにとのことで進めております。上のほうが浙江省義烏での対策、下のほうが広東省での対策と言うことで、2つあったんでかなりハードだったんですけども、このように対応を行いました。それでは以降それぞれの活動について詳細に報告させていただきます。

実際に義烏での取り組みですけれども2008年度は真ん中の黄色い部分を対応いたしました。一つは2007年度市場調査、あと模倣品の対策を行ったのですが、市場での模倣品の取扱業者というのがなかなか減らない、または再販業者が出るというので、その対応としまして、市場管理者に対して、電卓ワーキング・グループとして共同で警告状を送付するというような対応の一つを行いました。

もう一つは義烏のAIC、あとTSBにも訪問したんですけどもこちらのほうと連携して廃棄セレモニーを行い、2007年度の押収品を含むもの全てを廃棄していただくということを行いました。更に我々の成果を確認するために市場の再調査を行いました。更にそのような結果を義烏の工商局に報告することにより連携の強化ということを行ってまいりました。で、実際の取り組みの成果ですけれども、我々押収したものがきっちりと廃棄しているということを確認したことが一つの成果なのかな、と思います。

更に模倣品の販売業者の再市場調査をしたんですけども、2回目の時には30業者に減っていたと、そういう意味では減っていることが確認でき、成果が出ていると思っています。ただこれはやはり定期的に継続してやっていかないと、本当に減っているのか？それともたまたまこのときに少なかったのか？というような問題もありますので、こういうところは継続的にフォローしていくことが必要であると感じております。

あと、もう一つの成果ですけれども、ここが一番大きな成果と感じているんですけども、義烏のAICを訪問した時に市場の管理者を巻き込んで、警告状等を送るのではなく、義烏の市場管理者を味方につけながらこういった取り組みをすすめていったらどうかという、それに対しては我々応援するというようなお言葉を頂いたので、そういうような協力関係を得られたということが非常に大きな成果と考えます。

ただ課題と言うものもありまして、相変わらず模倣業者は存在し、再犯業者等をいろいろ操作してもなかなか実体がつかめなかったと言う結果が出まして、やはり模倣業者に対して徹底的な打撃を与えるのは難しいというのが一つの課題であります。

実際にこれが市場管理者に対して送付した警告状になります。これは事例紹介と言うことになります。

あとですね、実際に義烏のTSBを訪問して、結果・成果等の報告を行ない、その時に一緒に感謝盾の贈呈を行いました。我々の取り組み、他のグループもそうだったと思いますが、必ずその当局を訪問して、その成果または課題をフィードバックして次につなげるような体制、やり方をしな

がら進めております。そうすることでその時だけに終わらず、継続的に模倣品対応をしてもらえるというようなことを依頼しております。

これが義烏の工商局を訪問して実際に廃棄セレモニーを開催した時の写真になります。実際に我々も現場訪問して、廃棄の処理現場を拝見し、廃棄の実態と言うのを確認いたしました。AICを訪問した時は、ニセモノは年間予算も確保して全て廃棄しているということを確認させていただきました。

これから以降が広東省での市場調査及び摘発の活動の紹介になりますが、広東省でも同じように調査するんですけども、かなりたくさんの方の数の市場がありますので、今回は2008年度は広州、東莞、深センに絞った形で市場調査を行いました。更に模倣業者への摘発活動及びその調査により得た情報で生産拠点への調査を行いました。またそのような調査結果を関連当局にも報告し連携の強化を図ると言うことを行いました。

実際の成果としては各市場での被害実態が確認できたということと、実際に摘発を行いました。あとは中国の関係当局との連携強化ということも同じように図れたというのが成果となります。ただ一方課題というのもありまして、特に模倣品生産工場のいろいろ疑わしい情報を入手して摘発するんですけども、実際に生産工場の巧妙化も進んでいるせいか、失敗するケースも多かったというのが今年の取組の課題になっています。

こちらに示しているのが実際に調査をした市場になります。深センと広州と東莞に何個か大きい市場があるんですけども、そこを把握した上で市場調査を行いました。こちらが市場調査をした結果となります。各市場での模倣品を取り扱うブランドの業者別数を左上に示していますけれども、このように各社どの地域で模倣品が多いかということが共同で調査すればわかります。当然シェアの問題もありますので、そこの辺も考えなければいけませんけれども、自分のところの会社が業界の中で模倣品がどれくらい多いのかとか、どの地域に多いのかというようなことが客観的に把握できるのではないかと思います。

左下ですけれども実際に店舗を調査した結果ですね、電卓を取り扱っている件数の中で、その中で模倣品を扱っている件数がどれくらいあるかを示しているんですけども、深セン、東莞、広東ともに50%を越えておりまして、2件に1件以上は模倣品を取り扱っているという結果になりました。あと右上は模倣品の流通ルートですけれども、こちらのほうも市場調査をやりながらヒアリング等を行って調査会社に調べてもらいまして、どのような流れになっているのかというようなことを大まかではありますが、認識を高めることができました。もう一つが、ここではちょっとお見せできませんけれども、模倣品を取り扱っているというような業者さんのリストも入手できましたので、今後我々がここで摘発活動を行うときに役立つのではないかと思います。

これは実際に市場視察をしてきた写真ですが、単に調査会社に依頼するだけでなく、われわれ権利者も市場に出向いて実際どのように販売されているかということ当局に訪問して報告して協力を要請するとともに、必ず調査結果等を報告し、例えば自主摘発であったりですね、自主的な検査等をしていただけるような、そういう取組みを行っております。こちらが摘発の結果となります。電卓グループ4社、ワーキング・グループ4社で合計5200ということですが、

正直今期は少なかったのかなと、もう少し摘発数を上げられたらよかったのかな、とは思っていますけれども、さきほども申しましたように、摘発はしたんですけれどもなかなかうまくいかなかったというケースもありまして、これぐらいの数にとどまっております。

2007年度と08年度の活動を振り返って見まして、いろいろ成果はあるんですけども、一つは共同で市場調査をすることによって、被害実態というのを数字的に把握できるようになったというのが一つの成果になると思います。また、一社ではなかなか地方政府も訪問を受け入れてくれないというのもあると思うんですけども、JETROさんの支援もあり、業界で対応したことにより、訪問等を受け入れてくれて、協力関係が得られたというのがあります。あと実際に廃棄セレモニーは消費者活動等も実際に参加させていただき、実態を把握できたと、もう一つは義烏市のAICですけれども自主摘発等の提案にも応じてくれまして、実際に何件かやっていたというふうなこともありました。

そのようなことから成果としていえることは、中国側の理解と協力が得られたことが大きな成果ではないかと思います。ただ、やはり課題もありまして、非常に模倣業者というのはやはり存在しておりますし、摘発に関しては各社いろいろ考え方が異なりますので、その費用を負担する問題というのもありまして、ここから一步進んで、中国当局や関係者と連携を密にして、さらに模倣品を取り扱いきにくい、これはIPG, IIPPFでも掲げている目標ですけれども、社会から企業のそういう活動の一つになればという風に考えて2009年度はやっていきたいと考えております。

もう一度振り返りますと、いままでの取組みは共同市場調査と当局の訪問、共同摘発、当局の訪問ということを繰り返してですね、当局の関係を強化して、自主摘発を促すようなことをしてきたんですけれども、これはこれですごく重要ですけども、今さっき言いましたように今後は更に落とし込んで、例えば市場管理者であったり、そういったような方々を巻き込んだ形で取り組んでいきたいと感じています。

2007年から08年度の間活動を通じて感じることは、いろんな当局を我々も訪問させてもらって、中には積極的に採用していただけるような当局もそうであれば、実はそうではないところもやはりあったのかな、と。逆に言えばそういうことが続きまして、我々も当然人的パワーもありますので、なかなか難しそうなのに今の時点でもお願いであったり、「なぜしないんですか」というようなことを言っても難しいので、積極的に受け入れてくれる、対応してくれる当局とまずはいい関係を作って知財保護のモデル地域というふうなものを作りたいと考えております。そういうのが一つ築ければ、そういうところをワーキング・グループとして感謝するとか、BPAに推薦する等行いまして、中央政府のほうにも認識していただいて、今後このような活動が広がればいいのかな、というように思っております。

2009年度の活動ですけれども、何度かお話しさせてもらってますけれども、義烏市と広州市のAICの市場管理者との連携を強化していくというのが一つあります。実際に来月4月ですけれども、義烏市と広州のほうに訪問しようという予定になっておりまして、そのときに管理者の方と打ち合わせをしたいと思っています。ただこの市場管理者の方がどのような対応で出てこられるのかということがこの活動のキーになると思います。その連携をうまく結び付けられるような話し方をしていきたいという風に思います。

もう一つは、とはいえ必ず模倣業者、悪質な模倣業者というのはやはり存在するという事なので、単に啓蒙や教育的な活動をするだけではなくて、そういう悪質業者に対しては重罰化がしてもらえるような対応をしていきたいと、そのためには一つは重罰化事例を収集して、関係する当局を訪問してこういうことをお願いします、ということで訪問したいなと思っています。

電卓ワーキング・グループの活動と、今年度の成果と 2009 年度の活動についての報告は以上となります。

(司会)

林様、ありがとうございます。

それではいくつかご質問を受け付けたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。マイクをお持ちいたしますので、会社名とお名前を言っていただければと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、遅くなりましたけれども、休憩に入らせていただきまして、講演(2)、講演(3)のほうは少し時間がずれますけれども、5時から開始ということで、休憩の時間にさせていただきますと思います。

講演(2)

(近畿経済産業局 通商部 国際事業課 調整係長 北村様)

近畿経済産業局管内には中小企業さんが多数存在しますが、中には中国や海外に展開したいと望んでいるものの、コスト面やマンパワーの問題からなかなか体制とか対策が取れていないという企業がいるような現状になっております。そういった中で、国の機関としてどういったことができるか、どういった支援ができるかというのを試行錯誤しておるところでございますが、こういった勉強会の場に参加させていただきまして、現地でご活躍されています皆様のお話をお聞かせいただくことで今回は勉強させていただくという目的で参加させていただきました次第でございます。

今スライドのほうで映させていただいております、welcome to 関西、こちらは近畿経済産業局の取組みの一つとして、海外の企業さんや海外の政府の方々に関西を PR するための冊子となっております。主に対日投資を目的とした冊子となっております、日本語版・英語版・中国語版と三種類の冊子にまとめております。本日は時間の都合もありますので、説明の方は割愛させていただきますと思います。

それでは只今より近畿経済産業局の中国ビジネス支援のご紹介の話を簡単にさせていただきますと思います。

近畿知財戦略本部の取組みといたしまして、まず近畿知財戦略本部とは？という点ですけれども、この設置背景といたしまして、政府をあげて知的財産立国を目指す取り組みというのを進めてお

ります。全国の経済局に地域知財戦略本部というものを整備いたしまして、中小ベンチャー企業向けの知的財産に関する支援策を拡充していこうという政府の方針が打ち出されたところでございます。それに伴いまして、近畿経済産業局では平成 17 年 5 月 27 日に近畿地域の中小ベンチャー企業様を支援することを目的としまして、知的財産を戦略的に保護活用できる環境を整備すること、地域産業の活性化を図ることを目的にこの近畿知財戦略本部というものを設置いたしました。ここにごございます 7 つのアクションプランに基づきまして、知財ビジネスマッチングフェアとか KIP-NET セミナーの開催と様々な取組みを行っているところでございます。

近畿知財戦略本部の取組みの一つとしまして、こちら海外模倣品対策についても取組みを実施しております。近畿地域海外模倣品対策連絡会議というものを平成 19 年 5 月に全国に先立って初めて設置を致しております。海外の模倣品対策に関わっておられます近畿地域の関係機関が一堂に会しまして、支援策の情報共有とか、各機関が実施しておられます事業の相互協力を求めたりとかですね、様々な情報提供、支援体制の強化を図ることを目的に実施しております。

続きまして当局国際事業課のほうで取り組んでおります海外模倣品対策の啓発事業についてご紹介させて頂きたいと思っております。

平成 18 年度は中小企業が中国ビジネスを展開する際の重要課題であります、知的財産権の保護、活用への対応を支援するために、こちらにあります二つの調査を行っております。一つは知財を守るための模倣品対策モデルの調査、そしてもう一つが知財で儲けるための知財戦略構築支援調査でございます。これら二つの調査を報告書と言う形でまとめておりますけれども、それを更にわかりやすくするためにモデル調査のほうから得られたポイントにつきまして、模倣品対策のポイントを左の形のリーフレットに、それからまた海外知財戦略構築のポイントにつきましては、隣の「中国で守って儲ける自社技術」という小冊子に取りまとめております。両方とも当局のホームページまたは KIP-NET という近畿知財戦略本部のホームページよりダウンロードが可能となっておりますので、ご興味のある方は一度ご覧いただきたいと思っております。

つづきまして、平成 19 年度でございますが、こちら平成 18 年度に引き続き海外模倣品対策にかかる啓発事業を実施いたしました。一つは知財ビジネスマッチングフェアという大規模なマッチングイベントがございまして、こちらのほうで関係支援機関と連携いたしまして、右上の写真にございますように共同でセミナー等を実施いたしました。

二つ目でございますが、模倣品対策に取り組む関係機関の支援策や制度を一覧にしたガイドブック、左下の青っぽい冊子になるんですけども、こちら模倣品対策にかかる事前対策、それから事後対策という二つの視点から各機関の支援策、制度を整理しまして、一覧にしたガイドブックでございます。

そして三つ目でございますが、右下のマンガ本ですけども、こちら漫画という誰でもが読みやすい形で中国ビジネスにおける知的財産の活用それから模倣品対策のポイントにつきストーリーに即した形で簡潔に要件をまとめたものでございます。こちらいろんなところから大変ご好評をいただいております、昨年の作成から 7000 部に至るほどの好評ぶりとなっております。こちらのほうもホームページからダウンロードが可能となっております。

平成 20 年度、今年度でございますが、模倣品対策に関しまして、具体的なアクションを実施したいという意思は持ちながら総合的な対策を講じられないような中小企業に対する支援を行う、それから近畿地域における弁護士・弁理士等の専門家による支援のニーズと、そういった観点から支援人材の裾野拡大、それから一層のスキルアップにむけた近畿地域知財戦略支援人材育成事業というものを実施いたしました。

本事業は知財戦略支援人材の育成確保という目的が一つと、それから中小企業の知財戦略支援という二つの目的のもとに支援人材向けの研修、それから中小企業向けの訪問指導、それから最後にまとめとしてセミナー個別相談会とものを実施するといった流れになっております。

それでは次の項目で、この事業の具体的な内容をご説明させていただきたいと思っております。先ほど本事業の全体的な流れについて簡単にご説明させていただいたところでございますが、大きく分けて以下の通り、座学研修の実施、中小企業への訪問支援の実施、セミナーの開催、最終的なとりまとめという構成になっております。

座学研修でございますけれども、まず知財戦略支援人材の育成確保ということを目的と致しまして、中国ビジネス全般にわたっての基礎知識を養っていただくような座学研修を実施いたしました。受講生でございますけれども、中国ビジネスの支援を専門に携わっていきたく希望されておられます若手弁護士・弁理士の先生、企業の方、企業 OB も含め一般に応募いたしまして、最終的に 13 名の支援人材を決定いたしました。座学研修にあたりまして、講師は本事業全体を指導いただきました中国ビジネスに精通した 3 名の弁護士・弁理士の先生方に行っていただきました。

二つ目の中小企業への訪問支援ということでございますが、こちらは中小企業の支援ということを目的とする一方で支援人材の育成ということで実際に模倣品問題に悩む企業様を目の前に課題解決に向けた提案をするという、ロールプレイの実習と言う形で実施を致しております。こちらのほうも一般企業様のほう、一般公募、それから組合さんのほうから色々投げかけていただきまして、六社選定をいたしました。

訪問につきましては、まず情報収集と課題把握のために一回訪問、それから専門家からの課題解決に向けた具体的な提案、ということで二回、企業様へ訪問いたしました。アドバイス料は無料で行っております。セミナーの開催といたしまして、中国ビジネスを展開している企業様それからこれから展開しようとしている企業、その他支援人材などを対象にいたしまして、中国ビジネス知財戦略セミナーというものを今年 2 月 13 日に開催いたしております。またセミナーの後は個別相談会を併せて実施いたしました。

二つ目の座学研修の実施と言うことで、こちら四回、中国ビジネスの全般の基礎的な知識ということでこちらにございますような内容で座学研修を実施しております。

つづきまして、訪問支援 6 社の事例をこちらでご紹介させていただきます。ここではやはり中小企業から要望の多かった資金面での負担が少ないほうが良いと、無理のないその企業の規模に応じた戦略で着実な成果が見えるような手法の提案ということで、その一部をご紹介させていただきます。

こちらのほうに一覧にまとめたものがございますのでこちらの方でご説明させていただきます。時間の関係で各会社の事例のご紹介を割愛させていただきたいと思いますが、これらの事例からやはり事前対策としての権利化という必要性が非常に大きいものだと考えられます。それから社内規定、子会社との契約はやはり専門家のアドバイスを受けた上で最初のうちにしっかりと作成していくことが大切であるということがわかりました。

それから模倣品対策は、会社内での単独の部署で出来るものではありませんので、横の連携をとって、経営陣も含めた全社的に取り組む問題として社内の体制整備というものが必要であるということもご提案させていただきました。

それからこの上海 IPG のような同じような被害を受けていらっしゃる同業者、同業他社の皆様と共同で何かを考えていく、何かを動かしていくとこういった場のご紹介ということで、IPG の活用ということもご提案の一つとしてさせていただいております。

最近ではインターネット上での模倣品販売、それから自社のホームページの掲載商品の転用ですとかウェブを介したような問題というのが大変多く見られているという実体も明らかとなりました。

訪問支援に対する企業様の評価とございましたは、たった二回という訪問支援の中ではございましたが、大変満足をいただけたという回答をいただいております。一社だけやや物足りないという回答もございましたが、こちらにつきましては、支援機関の勉強会などで一通り知識もあると、会社側に認知していないような模倣されにくい工夫の提案をもっとしていただきたいかったと言うことである一定の知識をお持ちの企業さんに対する提案の場合はやはりもっと踏み込んだ情報の提供、それから一般的ではないような工夫の提案というのが必要なのかな、と言うことがこちらのアンケートから確認できました。

更に一回の訪問ではなかなか十分な情報収集・実態把握というのが困難な中ではございましたが、今回の提案によって企業様が模倣対策を踏み出すための、社内体制を整備するきっかけとなったということは、今回の事業の大きな成果であると思っております。

セミナーでございますけれども、こちらは座学研修で学んだ知識、それから訪問支援で得た経験を実践する場といたしまして、このようなセミナーを開催しております。本セミナーは委員の先生方の発案により、様々な模倣品問題に悩む中小企業と課題解決にむけた支援者とのやりとりというのを寸劇という形で観客に楽しくわかりやすく解説する、というユニークな方法を取りましてセミナーを実施いたしました。こちらの写真がその一部ですけれども、こういった形で寸劇を行いました。

その後の訪問支援はこちらになりまして、こちらのほうでも実際に企業様が抱えられている問題をその場で支援人材がチームとなって解決していくというロールプレイ実習ということになっております。それからセミナーの評価といたしまして、アンケートの結果ですね、参加者の声を徴集いたしましたして、大変好評であったという意見をいただいております。知財という難しい内容にも関わらず、寸劇という形式で大変わかりやすくより理解を深めてもらえたということがこのアンケートから把握することができました。

本事業を通しまして、受講いただいた育成人材の皆様方からもとてもよかったと大変満足していただける事業となったと自負しております。それから寸劇形式のセミナーにつきましては、その有効性を実証する結果となったと思っております。観客にとりましては、楽しくわかりやすくその立場とか状況を共感するということができまして、それが理解をふかめ、アクションを起こす啓発となったのではないかと考えております。一方で役者の支援人材のほうは支援者の視点、相談者の視点に立ったロールプレイができたこと、それから台詞を暗記するということで支援内容とか知識の理解を深めたというような意見もいただいております。

最後に 21 年度に向けて、ということで、21 年度以降、こういった事業を当局では考えております。平成 21 年度は、前述の支援人材育成事業を拡充すると言う形で継続実施が確定しております。今年度実施の中から得た課題とか、工夫をもっと活かして、更なる支援人材の裾野拡大、スキルアップ等を目指しまして、これら支援人材のコミュニティーというものを形成していきたいと考えております。またその事業の一部、新規事業の一部といたしまして、中国人パラリーガルの育成として、中国人の留学生を対象とした知財研修、中小企業や特許事務所とのマッチングというのも図っていききたいと考えております。こちらがその事業内容の詳細でございます。

こちらは参考でございますけれども、当局のほうでも中国ビジネスに関するネットワークといたしまして、模倣品対策支援、それからアドバイザリーボードといたしまして、当局の政策を専門家の意見をいただいているいろいろ政策反映させていくといったような事業とか、あとは日中経済討論会といたしまして、関経連さん、関西経済同友会様、JETRO 様と一緒にしまして、日中の著名人を呼びまして討論するといったようなものも実施しております。

以上でございます。早足になりましたが、ご清聴ありがとうございました。

(司会)

北村様、ありがとうございました。2、3 ご質問を受けたいと思います。ご質問のある方は挙手いただけますでしょうか。

よろしいようでしたら講演 3 のほうに移りたいと思います。北村様ありがとうございました。

それでは最後のプログラムといたしまして、講演 (3) ですね、反不正競争法による「傍名牌」対策ということで本日は黒田法律事務所の安江先生にお越しいただいております。安江先生のほうからご講演いただきたいと思います。本件、本日のピックアップ講座でも、ロリアル社のほうから具体的な「傍名牌」対策ということで発表があったところでございますが、安江先生のほうから法律面からより詳しくご解説していただきたいと思います。

それでは安江先生、宜しく願いいたします。

講演(3)

(黒田法律事務所 上海事務所 首席代表 安江様)

ただいま紹介に預かりました、黒田法律事務所の弁護士で安江と申します。すみません、美女の後に登場して何だか申し訳ない気持ちでいっぱいですが、あ、すみません、撮っていただけるのですね、ありがとうございます。私のほうも IPG に参加させていただいて、企業の皆様の

知的財産権保護に対する熱意を受け、いろいろ勉強させていただいております。特に法律事務所の場合はですね、模倣品対策の立案、調査、実際の申請、それから結論、執行に至るまで、その全過程を我々のほうで主導してやるということをやなかなか少ない状況でございます。従ってこのような企業の皆様と一緒に勉強させていただける機会をいただけるということは、われわれにとっても非常にありがたいと思っております。

今回お話をさせていただく内容を簡単にまとめさせていただきました。いわゆる「傍名牌」、これは日本式に「ボウメイハイ」と言わせてもらいますけれども、この問題について、事例を交えながら若干説明させていただきます。

時間が限られておりますので、法律面において概説的に行わせていただきます。

そもそも「傍名牌」とはどういった問題なのでしょうか。これは明確な法律上の定義というのはいりません。傍らと言う文字が指す様に、他社の名称へのフリーライドを指します。例えば製品の外観を真似するといったことも、広く言えばこの「傍名牌」の問題に含まれるんじゃないかな、といったように考えております。一般には他社の有名な屋号、商標などに類似した名称を自社の名称などとして登録し、または使用する行為、こういったものを「傍名牌」という風に呼んでおります。

この問題について事例を設定させていただきました。まず架空の電子部品メーカーとして、上海黒田電子有限公司というものを設定させていただきました。実際にある名称を使うといろいろな問題がありますので、我々の事務所の名称にちなんで「黒田」というものをつけさせていただきました。使ってみてもうちょっと横文字的なカッコいいブランドにすればよかったというように後悔しておりますけれども後の祭りですのでこのまま進めさせていただきます。

事例としてはですね、この電子部品メーカーでは作っていないはずの製品、これは椅子なんですけれども、これについて消費者からクレームが入ったと、そういう事案でございます。消費者の言い分は、パッケージを見て、パッケージに黒田という文字が記載されているからそちらで作ったものに違いないということでコンタクトしてきたものです。確かに黒田、アルファベット、それから漢字のものですね、というのはうちの登録商標なんだけれども、では果たしてパッケージのほうにはどのように書いてあるのだろうか、ここでケースのほうを3つほどつけさせていただきました。

ケース1は登録商標そのものが表示されている問題でございます。ケース2は企業名称のうち、黒田という部分が突出して記載されている、ケース3として香港の黒田集団有限公司からの授權、または委託によってXYZ有限公司が製造販売していますよ、という記載の仕方です。これらのケースは今回わかりやすいように簡単にしておりますが、実際のケースでは非常に巧妙化、複雑化しております、書き方なんかそのものズバリというものは少なくなっておりますけれども、法律面を理解いただくということで簡単にさせていただきました。

まずケース1でございます。登録商標がそのものズバリ表示されているという、これは典型的な商標権侵害の問題ですね。そうであれば商標権侵害でさっさと工商行政管理局に摘発を要請すれ

ばいいのではないかという、そのようにお考えになるかもしれません。しかしこういった商標法の対策でも簡単にいかないことが多いですね。実際に商標法による対策を考える場合、権利者のほうで当該名称をちゃんと商標として登録しているか、之を確認する必要があります。我々が相談を受けるケースでもこの部分が落ちているケースというのが結構あります。

更にですね、商標として登録されていますねと、そういった場合は相手側が使っている権利侵害者が使っている商標、指定商品・役務に属するののかと言うのを次に考える必要がございます。今回の事例、電子部品メーカーに対して、権利侵害者側がパソコン用の椅子だという風にやっております。電子部品は第9類ですね、家具なんかは第20類にあたると思います。そうすると、電子部品の第9類にしか登録していない場合には今回の権利侵害者に対して基本的に権利を主張することはできない、ということになってしまいます。ただ例外と言うかですね、馳名商標という制度がございます、こちらの馳名商標の場合にはですね、登録されている商品、登録されている商標の場合にはその登録されている指定商品・役務の枠を超えて別の商品とか別の役務に対しても主張ができるということになります。登録されていない商標でも、同一分類の商品・役務、まあサービスですね、に対してであれば主張することが可能です。

と、言うことで、商標が登録されていないとかですね、その分類には登録していないよ、ということであっても、あきらめずに他の手段を探していきましょうということですね。で、他にも広告法による対策ですとか、不正競争防止法、品質法による対策というのが考えられます。これはかなり側面的な対策になりますので、時間もあるので、今回は割愛させていただきます。

で、ケース2です。図のように、企業名称の一部に上海黒田社の名前とか、登録商標が組み込まれているというケースですね。この部分ですけれども、一見すると登録されている商標をいわゆる商標として使っているわけではないので、果たして商標法に基づいて権利侵害を主張できるのかという問題が出てきてしまいます。このように、会社の商号を、こういったものや登録商標が権利侵害側の企業名称に組み込まれているといったケースが少なくありません。

で、更に現在では会社の企業名称だけではなく、ドメインネーム、と言った問題についてもフリーライドの問題が生じております。では、このような問題に対して、どういった対策をとっていくのか、といった問題を考えるに当たって、まずは商標制度と企業名称の管理制度がどのように違うのかというのをご理解いただく必要があると思います。

具体的には、商標制度というのは商標法に基づいて商標局に登録を行うということになります。会社名称の制度に関しては、企業名称管理規定という別の法律がございます、かつ登録先の機関も工商行政管理局ということになります。ちなみにドメインネームはまた別個の法律がございます、インターネットドメイン管理弁法という法律がございます。また、登録先も中国インターネット情報センターというのが管理を行うことになります。で、商標制度というのは皆さんご存知だと思いますので、まず企業名称の管理制度の特徴から説明したいと思います。

企業名称をつける場合のルールというものがございまして、ここに書いてあるように、基本的に行政区画、商号、業種、組織形態、という組合せによって決まります。事例の場合の上海黒田電

子有限公司の場合には、「上海」が行政区画になりますね、「黒田」が商号、「電子」が業種、「有限公司」が企業の組織形態ということになります。企業名称というのは長いように見えて、一定のルールがあるので、どこが重要なのかということが結構はっきりしています。

今回の場合だと黒田と電子だったりします。続いて、企業名省はどう管理されるのかというと、地域ごとの管理なんですね。これは商標が一旦商標局で登録されれば、中国全土でその権利を主張できるのに対して、企業名称の独占というのは、同一の工商局の管轄内、ということになります。また、業種が違う場合は同じ商号を使っても問題ありませんよ、というのが法律の立場でございます。この点、工商局というのは、同一地域において類似の企業名称が登記されないように予めチェックを行うということをやっております。会社の設立を担当された方のご存知だと思うんですけども、工商局は意外に厳しくチェックしております。例えば先ほどの例の黒田社ですね、この会社が上海市内に会社を作った後、更に市内に別会社による生産拠点を設立する場合、そのまま工商局に持って行っても黒田という文字が入っているので登録してもらえません。「これは関連会社ですよ」と言っても、「まず先に登録されている黒田社から同意書をお願いします」というような指導をされることが多いですね。先ほど同一または類似業種でなければ同じ商号を使用することが可能と申し上げましたけれども、登録の段階では業種が異なっても同意書を工商局のほうで要求するケースが多いという風に理解しております。これに対して、上海市内に会社を設立しましたと、じゃあ生産拠点をどこにするかと、例えば江蘇省など上海外に設立するような場合、このような場合は江蘇省に先に類似するような名称が登録されていないければこのような同意書を要求されることはありません。

こういったように、商標制度と企業名称制度というのは異なる主体が異なる体制で管理しておりますので、相互に連絡関係とかデータベースを共有するといったことをやっております。従って、比較的簡単に特定の会社の名前とか登録商標を他の会社が企業名称に組み込むということが出来るようになっておるのですね。

でまたちょっと発展形として、企業名称というのは基本的に漢字で使用されますので、登録商標が例えばアルファベットで書いてある場合、これを音とか意味とか別の複数の組合せが出来てしまうので、そういったものを逆に利用するという事も行われております。

このような商標が企業名称の商号部分に利用されるケース、この場合もまずは強い法律である商標法の適用を検討すべきだと思うんですよ。ただですね、商標の本来の目的というのは商品やサービスの識別機能と言うことになります。従って商標法 52 条の規定なんかも基本的に商標への使用が前提となっております。企業名称への商号部分に使われること、これは本来想定していない事項なんですね。実際には商標法五十二条がどうやって書いてあるかということ、このようになっています。第 1 項のですね「同一商品または類似商品に、登録商標と同一または類似の商標を使用する」というように、やはり商品への使用というのが前提となっております。この規定の中で一番特殊なのはこの 5 号ですね。これは「他人の登録商標専有権にその他の損害をもたらした場合」という風にかかれております。そうすると企業名称の商号部分に使用されたり、ブランドにただ乗りされたりすることによって商標のブランド価値が下がるとか、そういったことを理由に、この 5 項に当たるという風に主張する余地が出てくるということになります。

またですね、商標が企業名称の商号部分に利用されるケース、このケースが結構増えてきたこともありまして、商標法の実施条例の第 53 条というのが特別な規定を置いてございます。これは馳名商標の場合ではですね、商標法を根拠に企業名称の取消を求めることが出来るという内容でございます。従って、先ほどの例も「黒田」という商標部分が馳名商標だと認定されれば、先ほどの華南黒田有限公司、こちらの企業名称も変更なり抹消させるということが可能になります。

では、ちょっとこの規定を見てみましょう。商標法実施条例の第 53 条がどういったことが書いてあるかというところでですね、「馳名商標を企業名称として登記することによって公衆を欺き、または公衆の誤解を招く恐れがある時」という風になっております。要件としてまず①馳名商標であること、②企業名称として登記すること、③公衆を欺き、または公衆の誤解を招く恐れがある、まあ、いわゆる混同の恐れがあるということですね。そうするとですね、単に商標を使用されたということ的主張するだけではなくて、それによって混同が生じる可能性がありますよ、ということ権利者側が立証しなければならない。これをどのように立証するかということについては予め考えておく必要があると思うんですね。

私のほうで過去にかかわったケースで行った方法ではですね、もちろん製品の写真ですとか、広告物といったものを並べて説明するだけではなくて、例えば実際に業者の商品を取り違えて報道したり、あたかも関わりがあるかのような形で報道されているような記事とか、そういったものを集める。「実際に混同が生じていますよ」ということを証明するために記事なんかを集めるということもやりました。またちょっと特殊になりますけれども、業界関係者とかですね、店舗への来客への聞き取りまた街角アンケートみたいなものも行って、なるべく裁判官に視覚的にわかりやすいような方法で証拠作りをするというようなことをやった経験がございます。

ちょっと戻りまして、馳名商標、何か使えそうだな、っていう気がしてきましたけれども、ここで注意いただきたいことがあります。馳名商標制度を利用する場合っていうのは二つのことが想定されると思うんですね。一つはAのようにそもそも登録されている商標だと、それについて侵害者が企業名称の登録を行い、その後に馳名商標の認定をうけたというようなケースですね。もう一つは、Bのようにそもそも商標登録はされていないというケースということになります。馳名商標がどうやって認定されるかという、従前は工商局による認定だったんですけども、現在は個別のケースを通じて認定されるということが主流になっております。今回の商標法実施条例第 53 条の規定、これはですね、ちょっと明確には書かれていないんですけども、ここに書いてあるAのようなケース、このようなケースを想定しているんじゃないかと思うんですね。そうすると、Bのような場合というのはせっかくそのケースを通じて馳名商標の認定を受けてもそのケースでは企業名称の抹消を請求できない、ということになってしまいます。この辺明確に書いてないので、Bの場合も侵害者が企業名称を登録したときに既に著名でしたよ、もしくは侵害者が悪意をもって登録しましたよ、と言いたいところなんですけれども、これは通らない可能性が非常に高いというふうに考えております。一応工商局のほうに意見を聞いてみましたけれども、「まあ、やっぱりAのような場合じゃないとダメだよ」ということになりました。ここで、ちょっと声を大きくして言いたいのは、必ずなるべく早く商標は登録して置いてください、ということですね。

では、先ほどの事例のケースで、企業名称制度、これは使えるのかな、ということについて考え

てみたいと思います。確かに企業名称の管理規定だと登録済の企業名称と同一または類似の企業名称については先に登録した企業名称が勝ち、後に登録した企業名称というのは抹消することが可能です。しかし、先ほども申し上げましたとおり、あくまで同一の地域、かつ同一あるいは類似の業種での登録という制限がかかります。今回の場合は上海の黒田電子有限公司が華南の黒田有限公司に対して申し立てる場合なので、地域が全く違うのでまあ使えないだろう、ということになります。そうするとですね、いよいよ困ったなあ、打つ手がないなあ、という場合に考えたいのが反不正競争法というものです。この法律はご存知の通り、日本で言うところの不正競争防止法に相当します。で、どういうことを規定している法律かということですね、市場経済の前提である公正な競争、こういったものを阻害する行為はやめてくださいね、という法律ですね。実際に特許権・商標権では十分に守りきれない範囲をカバーするのが目的ということで、営業秘密の保護なんかもこの法律の管轄下にあります。

じゃあ具体的にこの法律どんなことを規定しているのかということですね、反不正競争法の第5条にいろいろと不正競争行為について規定されています。一つは他人の登録商標を冒用するとかですね、3項に他人の企業名称をまたは姓名を無断に使用すると、で、他人の商品と誤認させるというようなことが書かれていますね。で、最終的にはこの不正競争防止法を使いながら対策をするというように考えております。今回取り上げた問題というのは法律以外にも様々な司法解釈とか通達とかが出されています。それを列挙したものがこのスライドでございます。まあ昔前は例えば黒田会社の専門修理店ですとか、専門販売店ですとか、そういった形のフリーライドが多かったんですけども、こういった司法解釈・通達が出たことによって、現在は企業名称の中に商標を取り込むような形のケースのほうが増えております。で、3の2007年8月21日に出された工商総局による「傍名牌」の不正競争行為を打撃する特別法執行行動の展開に関する通達というのが特に今回の問題にフォーカスしたものですので、フリーライドの問題を撲滅しようという政府機関の意気込みというのがここに出ていると思います。で、この通達なんですけれども、こういったことが書いてあるのかということ、その1として、「企業名の中の商号を目立たせることによって登録商標への…

…まあ、二つ目として企業目を簡略化したり、商品の産地、製造者への誤解を招くような虚偽表示、虚偽宣伝というものについても反不正競争法、こちらの管轄ですよ、と。その3として、こういった3つのよくある類型について規定しております。

3番目のケースというのは少し迂回的な方法が取られております。図のようにですね、香港とか中国以外の場所において黒田、黒田社の名前、それから登録商標を組み込むような形で会社を設立し、その会社がライセンスを与えるというような方法をとっております。

実際に物を作っているのはライセンス先のXYZ有限公司ということになりますけれども、香港黒田集団有限公司の黒田という名前が大きく表示されて、逆にXYZ有限公司という名前は小さく表示されております。

この香港黒田集団有限公司というのはですね、恐らくこのような迂回的な方法をとるためのペーパーカンパニーとして設立されたものではないかな、と推測されるものであります。一見すると中国国内で黒田という商標を、商標としても企業名称としても使っていないので、なかなか対策

が難しいぞと、そういう問題でございます。実際にこのようなケースが増えているんですよ。またこのような方法でペーパーカンパニーが設立される、これもなぜか香港が多いということになります。

では何でだろうということを考えると、中国における一国二制度という問題があると思うんですね。じゃあ一国二制度って何だとなりますけれども、ご存知のように 1997 年に香港が中国に返還されました。1999 年に澳門も返還されております。しかし、この二つの地域においては特別行政区として変換後 50 年間は特別な制度が適用されるという扱いにされています。知的財産の保護の問題についても同様で、例えば中国で商標を登録しても香港で権利を主張することはできませんし、逆も同様となります。一応香港は中国に属しておりますけれども企業名称の管理とか裁判制度に至るまで、全く別の制度が適応されておりますので、逆に行くと別の国として扱うほうがわかりやすいかもしれません。

香港においては会社設立が非常に簡単です。費用が安いというだけじゃなくて、いろいろな、例えば名義貸しの制度によって、出資者の情報を隠すこともできるというようなことも非常に利用されやすいと思います。今回のケースでも、実際には香港黒田集团有限公司の後ろに中国の XYZ 有限公司、もしくはその経営者がいるような状況にもかかわらず、なかなか調べることが出来ない、ということになってしまいました。また企業名称の登録の際の同一性類似性のチェックというのも非常にゆるいということも特徴です。

例えばここに書いてある黒田国際有限公司、黒田集团有限公司、黒田実業有限公司、っていうのがありますけど、これ違う部分は国際だったり、集団だったり、実業だったりするわけなんですけれども、このような違いしかなくても香港ではなぜか登録できてしまうということになってしまいます。実際有名な企業になるとですね、その社号を使ったペーパーカンパニーが 40 社 50 社出てくるといっても珍しくありません。

では、これをうけて、中国国内でどんなことが出来るかということを考えたいと思います。先ほどご紹介した商標法だとか反不正競争法を利用して中国国内では権利侵害を主張して商品を差し押さえたりだとか香港の黒田集团有限公司に対しては権利侵害状態を解消するための一つの方法として、「XYZ 有限公司に対するライセンスをやめろ」と、こういったことが出来ると思います。しかし、直接香港の黒田集团有限公司の企業名称を抹消することが出来ないと言うのが非常に問題になります。これまで同種の事例で、香港の会社の企業名称を抹消するようにと裁判所に求めたケースというものはあるのですが、裁判所はその部分は判断できないとして却下しております。一般に「草をとるには根っこだまで取らないとダメですよ」ということわざが言われますけれども、香港の会社が残っている限り、問題は簡単には解決しません。XYZ 有限公司へのライセンスを禁止したとしても、今度は別の ABC 有限公司にライセンスをして、同じことを繰り返すというのが目に見えております。

この点ちょっと注目したいのが、ちょっとマイナーチェンジして書き加えたんですけども、2008 年 8 月 1 日に「中国と香港の判決の相互承認執行に関する最高人民法院の手配」というものが施行されております。この中には現地の公共利益に反する判決の承認執行は行わないというような限定はついておりますけれども、中国における判決を香港に持って行って執行できるというのが原則として可能だとなっております。なぜこれがあるといいかということですね、中国におい

てXYZ 有限公司とともに香港の黒田集団有限公司を訴えて、香港の会社に対する損害賠償を判決でもらうということができれば、香港の会社にも強制執行をすることができるというメリットがございます。こういった「傍名牌」のケースですと、香港の会社は単なるペーパーカンパニーということが多くいんですけれども、まれに税金対策のために実際には香港の会社にチャリンチャリンとお金が落ちているケースも多いんですね。そういった場合には香港の会社を巻き込むほうが、相手にとってはダメージが大きい場合があるのではないかと考えています。

損害賠償でメリットがあるっていうのはよくわかったと。では企業名称は抹消できるのか？ということになりますけれども、この「手配」のあとに出た判決の中には残念ながらそういった問題について判断しているものを見つけることはできなかったの、中国の裁判所がですね、香港の会社の企業名称を抹消しなさいというような踏み込んだ判決をする可能性は個人的にはちょっと低いんじゃないかな、ということを考えております。

というのも、商標、企業名称といったような知的財産権については、属地主義、つまり登録された国でしか権利を主張できないという原則がございます。一国二制度の下では香港でも権利を取得する必要がありますと、また、香港において企業名称の登録を抹消するのは、登録所というところがございしますが、一国二制度のもとでは、香港の登録所というのはあくまで、言ってみれば別の国の登録機関ということになってしまうので、こういったところに対しては、企業名称の抹消をしなさいという判決が下されるのはあまり期待できないと考えております。加えて、香港自体が企業名称の抹消についてあまり積極的に動いてくれない地域なんですね。同一の企業名称については香港の会社条例第 22 条によってですね、第三者が請求すれば抹消することも出来るんですけれども、ほとんど同一でないと抹消してくれないのが実情でございます。

模倣品対策だと司法ルート、行政ルートというのがございますけれども、今回の最高人民法院の「手配」と言うのも判決に関するもので、行政ルートの行政機関、工商局の出した決定なんかについてどうなるのかということについては触れられておりません。ただ、これがあの裁判所の判決以上に香港に持って行って執行するというのは難しい問題でないかな、という風に理解しております。

「じゃあどうするのか？」っていうことになると、④に書いてあるように実際に香港でもう一回裁判を行うということをやっているのが今の実態だと思います。しかもですね、香港に商標権が登録されていれば、もう一回商標権の問題で訴えることができますけれども、そういったものがない場合、実際「この会社は休眠状態ですよ」、「実体がありませんよ」、ということを主張して、企業名称を抹消すると言うことが実態でございます。しかし香港での裁判もなかなかスムーズにいかないとか、企業名称一つ抹消しても、企業名称の登録自体が簡単ですので、簡単に類似の企業名称が登録されてしまうという事態がおこっていて、あまり解決にはなっていない、というのが状況だと思います。

まとめとしてですね、先ほどの工商総局の通達、これを参考にですね、中国において商標と企業名称が衝突する場合、企業名称を抹消するための法的根拠について簡単にまとめたものでございます。

現在では、香港などを迂回した形での侵害が多くて、中国だけではなくて、国際的に俯瞰的に見

る必要がございます。企業名称ですね、権利侵害者が自主的に抹消するようにプレッシャーをかけるために、広告法、品質責任法など、一見名称とは関係ない法律を利用したり、政府機関、その他とのコネクションを利用するというのも考えなくてはいけないと思っています。決してここに書いてあるような簡単な図式で解決できるようなものではございませんが、法律面の整理の一つの手助けの一つになればと思います。

以上です。どうもご清聴のほどありがとうございました。

(司会)

安江先生、ありがとうございました。6時を若干回っておりますが、質問を受け付けたいと思います。ご質問がある方は挙手お願いいたします。

(安江様)

はいわかりました。今時効という問題が出ましたけれども、いわゆる損害賠償の場合の時効だと理解さしていただいてよろしいですかね。はい、これですね、権利侵害で、不法行為を追及する場合、これは確か3年だったかと思います。期間を過ぎてしまったけれどもどうしたらいいかという問題について、これは日々連続して侵害が行われている状況なので、3年以上前の損害賠償は追及できないかもしれないけど、それ以降の侵害については追及できるという意味で、全く損害賠償が請求できないという形ではないと思います。

(司会)

ほかにご質問はありますか？よろしいでしょうか。ないようでしたらこれで安江先生のご講演のほう終わりにさせていただきたいと思います。安江先生、ありがとうございました。

それではこれにて第39回IPG会合を終わりにしたいと思います。最後に連絡事項のところでもお話ししましたが、資料15としてアンケートが入っておりますので、是非ご記入いただきまして、最後にお帰りの際に受付のほうにお出しいただければと思います。

この後すぐ情報交換会ということで、また立食形式の懇談会を準備してございます。場所はいつもどおり、この同じフロアのエレベーターホールの向こう側の部屋になりますので、ご参加いただける方はご参加いただければと思います。それではこれにて、最後に事務連絡事項等でも質問の時間を設けなかったのですけれども、何か質問があればご遠慮なく事務局のほうに言っていただければと思います。それではこれで本日の会合のほう、終わりにさせていただきます。どうも皆さんお疲れ様でした。